

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年6月16日 09時00分ごろ
発生場所	神奈川県葉山町森戸ノ鼻西方沖 葉山灯台から真方位260° 1,040m付近 (概位 北緯35° 16.2′ 東経139° 33.2′)
インシデントの概要	プレジャーボートバスターは、漂流中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年7月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート バスター、5トン未満（長さ2.45m） 235-56568神奈川、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力3.7kW、回転数毎分 5,500、1気筒、ボア310mm、使用燃料ガソリン、機関製造 年月日不詳、令和4年10月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、漂流中、釣り場を移動する目的で船外機を始動しようとリコイルスターターの始動用ロープ（以下「本件ロープ」という。）を何度か引いたところ、本件ロープが伸びきった状態になって始動できなかった。</p> <p>船長は、海上での修理は困難であると思ってオールで葉山町森戸海岸に向かったが、自力での航行を断念して118番通報した。</p> <p>本船は、海上保安庁から救援要請を受けて来援した日本水難救済会の所属船にえい航されて森戸海岸に到着した。</p> <p>船外機は、本インシデント後、船長により点検が行われ、リコイルスターターのスターターラチェット（始動用ロープを引いた時にフライホイールを回す役目の部品）が外れ、リールに引っ掛かって本件ロープが伸びきったのを認め、組み直して復旧した。</p> <p>船長は、船外機を本インシデント発生の10か月前にインターネットで購入し、月に平均して1～2回ほど使用していたものの、始動装置の点検整備を行っていなかった。</p> <p>船外機の取扱説明書には、始動装置を6か月ごと又は運転時間100時間ごとに点検整備することを推奨している。</p>

	<p>船外機の取扱説明書には、始動装置が故障した場合、付属のロープをフライホイールに掛けて始動させる方法が記載されているが、船長は、同方法を知らなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、船外機が購入されて以来始動装置の点検整備が行われていない状況下、漂泊中、船長が、船外機を始動しようと本件ロープを引いた際、リコイルスターターのスターターラチェットが外れ、リールに引っ掛かって本件ロープが伸びきって始動できなかったが、付属のロープでの始動方法を知らなかったことから、船外機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、船外機が購入されて以来始動装置の点検整備が行われていない状況下、漂泊中、船長が、船外機を始動しようと本件ロープを引いた際、リコイルスターターのスターターラチェットが外れ、リールに引っ掛かって本件ロープが伸びきって始動できなかったが、付属のロープでの始動方法を知らなかったため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、船外機の始動装置が故障した場合、付属のロープで船外機を始動する方法を習得しておくこと。</li> <li>・ 船舶所有者は、定期的に船外機の始動用装置の点検整備を行うこと。</li> </ul>